

守口市認定こども園等給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定こども園、保育所及び幼稚園の利用に当たり保護者が負担する費用の軽減を図るため、給食費の一部を認定こども園、保育所及び幼稚園に対し補助する守口市認定こども園等給食費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (3) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (4) 新制度移行幼稚園 幼稚園のうち、旧制度幼稚園以外のものをいう。
- (5) 旧制度幼稚園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第7条ただし書に規定する別段の申出をした幼稚園をいう。
- (6) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第1号に該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (7) 2号認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第2号に該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（満3歳以上の者であって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、市内に住所を有する児童が在籍する認定こども園、保育所又は幼稚園であって、給食費のうち副食費相当額を保護者に代わり負担するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び1月当たりの補助金の額は、次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金の額
認定こども園若しくは新制度移行幼稚園に在籍する1号認定子ども又は旧制度幼稚園に在籍する児童に係る副食費の場合	認定こども園若しくは新制度移行幼稚園に在籍する1号認定子ども又は旧制度幼稚園に在籍する児童（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ及びロに掲げる者を除く。）であって、市内に住所を有するもの（以下この表において「補助対象1号認定子ども等」という。）に係る認定こども園又は幼稚園が定める給食費のうち、保護者に代わり、認定こども園又は幼稚園が負担する副食費相当額	その月分の補助対象経費と225円にその月の給食実施日数（当該日数が20日を超える場合には、20日）を乗じて得た額にその月に給食を提供した補助対象1号認定子ども等の数を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額
認定こども園又は保育所に在籍する2号認定子どもに係る副食費の場合	認定こども園又は保育所に在籍する2号認定子ども（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号イ及びロに掲げる者を除く。）であって、市内に住所を有するもの（以下この表において「補助対象2号認定子ども」という。）に係る認定こども園又は保育所が定める給食費のうち、保護者に代わり、認定こども園又は保育所が負担する副食費相当額	その月分の補助対象経費と4,500円にその月に給食を提供した補助対象2号認定子どもの数を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額

（交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、守口市認定こども園等給食費補助金交付申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、守口市認定こども園等給食費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が不相当と認めるときは、補助金の不交付決定を行い、守口市認定こども園等給食費補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の概算払の請求）

第7条 市長は、必要と認めるときは、前条第1項の規定により決定した交付額の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、速やかに守口市認定こども園等給食費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第8条 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金の概算払をするものとする。

（変更交付申請）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後、第5条の規定による申請の内容を変更する変更交付申請を行う場合には、市長が別に定める日までに、守口市認定こども園等給食費補助金変更交付申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、守口市認定こども園等給食費補助金変更決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の対象となる事業が完了したときは、市長に実績報告書を提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、守口市認定こども園等給食費補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、第8条の規定による概算払により既に支払を受けた補助金の額が前

条の規定による確定額を下回る場合には、市長が別に定める日までに、守口市認定こども園等給食費補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

(交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(返還)

第14条 補助事業者は、第8条の規定による概算払により既に支払を受けた補助金の額が第11条の規定による確定額を超えるときは、その超える額について、市長に返還するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者でなくなったとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、理由を付して補助事業者に守口市認定こども園等給食費補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(交付決定の取消しによる補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に補助事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実地調査等)

第17条 市長は、補助金の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出

を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第 18 条 補助事業者は、経理の状況を常に明確にし、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の支給に関し必要な事項は、認定こども園等給食費補助金主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 13 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。